

魚津市告示第14号

公営施設使用の個人演説会等開催のために必要な設備の程度その他必要な事項についての一部改正について

公営施設使用の個人演説会等開催のために必要な設備の程度その他必要な事項について（平成28年魚津市告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月10日

魚津市長 村椿 晃

本則の表中「

魚津市大町コミュニティセンター	大ホール	会場	206	蛍光灯80ワット63灯・ボーダーライト60ワット2灯	演壇、卓子、椅子、水差、湯呑各1個	上敷 4枚	会場出入口 便所各1枚
魚津市村木コミュニティセンター	体育館	会場その他	750	水銀灯700ワット20本、出入口及び廊下水銀灯700ワット1灯・蛍光灯40ワット8灯、便所40ワット各2灯	演壇、卓子、椅子、水差、湯呑各1個	上敷 10枚	会場出入口 便所各1枚

」を「

魚津市大町コミュニティセンター	大ホール	会場	206	蛍光灯80W63灯・ボーダーライト60W2灯	演壇、卓子、椅子、水差、湯呑各1個	上敷 4枚	会場出入口 便所各1枚
-----------------	------	----	-----	------------------------	-------------------	-------	----------------

魚津市村木コミュニティセンター	体育館	会場 その他	750	水銀灯 700W20本、 出入口及び 廊下水銀灯 700W1灯・ 蛍光灯40W8 灯、便所40W 各2灯	演壇、卓 子、椅子 、水差、 湯呑各1 個	上敷 枚 10	会場出入口 便所各1枚
魚津市上野方コミュニティセンター	2階研修室	会場	102	蛍光灯32W60 灯	演壇、卓 子、椅子 、水差、 湯呑各1 個	畳数 畳 60	会場出入口 便所各1枚

」に改め、同表魚津市片貝コミュニティセンターの項中「ワット」を「W」に改め、同表住吉団地集会場の項を削る。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。